

公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、2050年カーボンニュートラルの達成や業界のイメージ改善、また公共交通事業者の経営を圧迫している燃料価格高騰への対策としてEV車両等の導入を促進することを目的に、公共交通事業者に対し予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 「公共交通事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- 2 「EV車両等」とは、EVバス、EVタクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気自動車用充電設備等をいう。
- 3 「EVバス」とは、電気自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「プラグインハイブリッド自動車」という。）を除く。）であって旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- 4 「EVタクシー」とは、電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。
- 5 「プラグインハイブリッドタクシー」とは、プラグインハイブリッド自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。
- 6 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。）をいう。
- 7 「電気自動車用充電設備等」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）であって専らEVバス、EVタクシー、プラグインハイブリッドタクシーに充電するための設備及び当該設備の運用に必要な受変電設備をいう。
- 8 「受変電設備」とは、発電所から送電線で送られる高圧電力を低圧電力に変圧して、電気を使用する機器に配電するための設備をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の補助対象事業者は、県内に営業所を有する公共交通事業者及び県内に営業所を有する公共交通事業者に当該事業の用に供する車両を貸与する者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(1) 電気自動車購入費

国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所において、本補助金の交付を決定した会計年度の末日までに、新規登録（登録抹消した自動車の再登録を除く。）するEVバス、EVタクシー及びプラグインハイブリッドタクシーの導入に要する経費のうち消費税額を除く車両本体の価格

(2) 電気自動車用充電設備等購入・設置費

本補助金の交付を決定した会計年度の末日までに、電気自動車の導入に合わせて実施する電気自動車用充電設備等の導入に係る以下の経費

ア 本体価格

イ 設置工事費（受変電設備の設置工事費または改修費を含む）

(補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額は、補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じて得た額と、同表に定める限度額のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項による交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2-1号様式、第2-2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) （賃上げ枠で申請する場合）賃金増加率試算表（別紙）または賃金引き上げを証する書面（賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、必要に応じて就業規則等の関連書類の写し）

(4) 誓約書（第4号様式）

(5) 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の許可証の写し

(6) 補助対象経費がわかる書類

(7) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、補助対象事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）を行う場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書（第6号様式）を知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第14条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その

金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(12) 本補助金を活用して導入した車両は、県内で実施する事業の用に供すること。

(13) 本補助金を活用して導入したEVバス車両は、多くの県民や来県者が利用可能な系統での活用に努めること。

(14) その他、大分県補助金等交付規則及び公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規則による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更。（事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・実施手法の変更以外の変更等。）

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減。

（補助金の交付決定の通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（状況報告）

第10条 知事は、必要に応じ、補助対象事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（補助金の交付方法）

第11条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第12条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第10号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（第11-1号様式、第11-2号様式）

- (2) 収支精算書(第12号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) (賃上げ枠で申請する場合)賃金増加率試算表(別紙)または賃金引き上げを証する書面(賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、必要に応じて就業規則等の関連書類の写し)
- (6) 自動車検査証の写し又は自動車登録事項等の証明書の写し
- (7) 財産、成果物及び取組状況等の写真
- (8) 財産管理台帳の写し
- (9) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第13号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第15条 規則及びこの要綱の規定により補助対象事業者が知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

	区分	補助対象経費 ※ 1	補助率	限度額 (1台あたり)
一般乗 合旅客 自動車 運送事 業者	E Vバス	車両本体価格	【通常枠】 1 / 3 以内 ただし、国+県で 2 / 3 を上限とす る。	【通常枠】 1 8, 0 0 0 千円以内 【賃上げ枠※ 2】 2 2, 5 0 0 千円以内
	電気自動 車用充電 設備等	ア 本体価格 イ 設置工事費	【賃上げ枠※ 2】 5 / 1 2 以内 ただし、国+県で 3 / 4 を上限とす る。	【通常枠】 1, 5 0 0 千円以内 【賃上げ枠※ 2】 1, 8 7 5 千円以内
一般乗 用旅客 自動車 運送事 業者	E Vタク シー	車両本体価格	【通常枠】 1 / 1 0 以内 ただし、国+県で 2 / 3 を上限とす る。	【通常枠】 5 0 0 千円以内 【賃上げ枠※ 2】 1, 0 0 0 千円以内
	プラグイ ンハイブ リッドタ クシー	車両本体価格	【賃上げ枠※ 2】 1 / 5 以内 ただし、国+県で 2 / 3 を上限とす る。	【通常枠】 4 0 0 千円以内 【賃上げ枠※ 2】 8 0 0 千円以内
	電気自動 車用充電 設備等	ア 本体価格 イ 設置工事費	【通常枠】 2 / 3 を上限とす る。	【通常枠】 3 0 0 千円以内 【賃上げ枠※ 2】 6 0 0 千円以内

※ 1 消費税及び地方消費税は除く。

※ 2 事業完了後に正社員一人あたりに支払う平均賃金（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）が、事業実施前年の4月と比較して、1.5%以上上昇していること。

※ 3 補助金の額に千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てるものとする。

第1号様式(第6条関係)

公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者名

年度において、下記のとおり公共交通EV車両導入支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の概要

3 補助事業の完了予定年月日

年 月 日

4 添付書類

(1) 事業計画書(第2-1号様式、第2-2号様式)

(2) 収支予算書(第3号様式)

(3) (賃上げ枠で申請する場合)賃金増加率試算表(別紙)または賃金引き上げを証する書面(賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、必要に応じて就業規則等の関連書類の写し)

(4) 誓約書(第4号様式)

(5) 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の許可証の写し

(6) 補助対象経費がわかる書類

(7) その他知事が必要と認める書類

第 2 - 1 号様式 (第 6 条関係)

事業計画書 (電気自動車)

補助対象電気自動車を導入する者 (補助金を受ける者)の氏名又は 名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者(借受人)の氏名又は名称 及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入予定の路線(系統) ※EVバスのみ記入	
導入する電気自動車	メーカー：
	車名：
	型式：
	台数：
着手(予定)日及び 事業完了(予定)日 ※完了は、新車新規登録日を記入	着手： 年 月 日
	完了： 年 月 日
補助対象経費 ※カッコ内は1台当たり	円 (円/台)
補助金交付申請額 ※補助率、上限額は別表1を確認 カッコ内は1台当たり	円 (円/台)
本補助金以外に受ける予定の補助金 名称及び金額 ※複数ある場合には行追加	補助金名称：
	補助金予定額：
災害時の非常用電源としての給電 ※いずれかを選択	可 ・ 不可

(注) 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
車両のカタログ及び見積書(交付申請額参考)を添付すること。

第 2 - 2 号様式（第 6 条関係）

事業計画書（電気自動車用充電設備等）

補助対象設備を導入する者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
設置する場所	名称： 住所：
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入する電気自動車用充電設備	名称又は型式：
導入数	基（個）
着手（予定）日 及び 事業完了（予定）日 ※完了は、電気自動車用充電設備等を設置した 日を記入	着手： 年 月 日 完了： 年 月 日
補助対象経費 ※カッコ内は 1 基（個）当たり	本体価格 (円 / 基（個）)
	設置工事費 (円 / 基（個）)
	合 計 (円 / 基（個）)
補助金交付申請額 ※補助率、上限額は別表 1 を確認 カッコ内は 1 台当たり	(円 / 基（個）)
本補助金以外に受ける予定の補助金名称及び金額 ※複数ある場合には行追加	補助金名称：
	補助金予定額：

(注) 補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに 1 枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを 1 枚にまとめることができる。

第3号様式（第6条関係）

収支予算書

【収入の部】

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
県補助金		
上記以外の補助金 ※備考欄に名称記入		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

【支出の部】

（単位：円）

区分	内容	経費全体額	左のうち補助対象経費
電気自動車			
電気自動車用 充電設備等			
その他の経費			
消費税及び地 方消費税			
合 計			

注) 収支の計は一致すること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県が実施する他の補助事業等における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事

殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

（ふりがな）

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第5号様式(第7条関係)

公共交通EV車両導入支援事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった公共交通EV車両導入支援事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付要綱第7条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 変更事項及びその内容

(注) 以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第6号様式(第7条関係)

公共交通EV車両導入支援事業事故報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった公共交通EV車両導入支援事業について、下記の事故が発生したので、公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付要綱第7条第1項第3号の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった処置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

第7号様式（第7条関係）

公共交通EV車両導入支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった公共交通EV車両導入支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付要綱第7条第1項第10号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額
金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 額の確定時に減額した消費税等仕入れ控除額
金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）
金 円

- (注) 1 別紙の集計表を添付すること。
2 その他参考となる書類
消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別 紙

公共交通EV車両導入支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入れに係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入れに係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備考
円		円	

- (注) 1 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入れに係る消費税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額とする。

第8号様式(第8条関係)

公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった公共交通EV車両導入支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定金額 金 円
- 3 補助条件
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)を行う場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書(第6号様式)を知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
 - (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定め

られている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第14条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 本補助金を活用して導入した車両は、県内で実施する事業の用に供すること。
- (13) 本補助金を活用して導入したEVバス車両は、多くの県民や来県者が利用可能な系統での活用に努めること。
- (14) その他、大分県補助金等交付規則及び公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (15) 規則第5条第1項第1号の規則による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
 - (イ) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更。（事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・実施手法の変更以外の変更等。）
 - (ロ) 補助対象経費の20パーセント以内の増減。

(注1) 第7条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第5号様式）に基づき変更交付決定通知書をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更交付申請」に、「交付」を「変更交付」に、それぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前を上段にかっこ書きで記載すること。

第9号様式(第12条関係)

公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度公共交通EV車両導入支援事業費補助金 円を精算払(概算払)の方法により交付されるよう、公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

補助金交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 (完了)年月日	備 考
円	円	円	円		

振込先

金融機関名	銀行 本・支店
口座名義	
口座種別	普通・当座
口座番号	

第10号様式(第13条関係)

公共交通EV車両導入支援事業実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度公共交通EV車両導入支援事業について、下記のとおり実施したので、公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の効果

2 補助事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業報告書(第11-1号様式、第11-2号様式)
- (2) 収支決算書(第12号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 領収書又は請求書の写し
- (5) (賃上げ枠で申請する場合)賃金増加率試算表(別紙)または賃金引き上げを証する書面(賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、必要に応じて就業規則等の関連書類の写し)
- (6) 自動車検査証の写し又は自動車登録事項等の証明書の写し
- (7) 財産、成果物及び取組状況等の写真
- (8) 財産管理台帳の写し
- (9) その他知事が必要と認める書類

第 1 1 - 1 号様式 (第 1 3 条関係)

事業報告書 (電気自動車)

補助対象電気自動車を導入した者 (補助金を受ける者)の氏名又は 名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
使用の本拠の位置	
使用者(借受人)の氏名又は名称 及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入した路線(系統) ※EVバスのみ記入	
導入した電気自動車	メーカー：
	車名：
	型式：
	台数：
着手日 及び 事業完了日 ※完了は、新車新規登録日を記入	着手： 年 月 日
	完了： 年 月 日
補助対象経費 ※カッコ内は1台当たり	円 (円/台)
補助金交付申請額 ※補助率、上限額は別表1を確認 カッコ内は1台当たり	円 (円/台)
本補助金以外に受ける予定の補助金 名称及び金額 ※複数ある場合には行追加	補助金名称：
	補助金予定額：
災害時の非常用電源としての給電 ※いずれかを選択	可 ・ 不可

(注) 補助対象となる導入自動車ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合には、それらを1枚にまとめることができる。

第 1 1 - 2 号様式（第 1 3 条関係）

事業報告書（電気自動車用充電設備等）

補助対象設備を導入した者（補助金を受ける者）の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
設置した場所	名称： 住所：
使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称： 住所：
導入する電気自動車用充電設備	名称又は型式：
導入数	基（個）
着手日 及び 事業完了日 ※完了は、電気自動車用充電設備等を設置した日を記入	着手： 年 月 日 完了： 年 月 日
補助対象経費 ※カッコ内は 1 基（個）当たり	本体価格 (円 / 基（個）)
	設置工事費 (円 / 基（個）)
	合 計 (円 / 基（個）)
補助金交付申請額 ※補助率、上限額は別表 1 を確認 カッコ内は 1 台当たり	(円 / 基（個）)
本補助金以外に受ける予定の補助金名称及び金額 ※複数ある場合には行追加	補助金名称：
	補助金予定額：

(注) 補助対象となる電気自動車用充電設備等（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む）ごとに 1 枚ずつ作成すること。ただし、同一の電気自動車用充電設備等を複数導入する場合にあっては、それらを 1 枚にまとめることができる。

第 1 2 号様式（第 1 3 条関係）

収支決算書

【収入の部】

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
県補助金		
上記以外の補助金 ※備考欄に名称記入		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

【支出の部】

（単位：円）

区分	内容	経費全体額	左のうち補助対象経費
電気自動車			
電気自動車用 充電設備等			
その他の経費			
消費税及び地 方消費税			
合 計			

注 1) 収支の計は一致すること。

注 2) 領収書等支出状況が分かるものを添付すること。（コピー可。）

第13号様式(第14条関係)

公共交通EV車両導入支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった公共交通EV車両導入支援事業実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額については、金 円に確定したので、公共交通EV車両導入支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。